



他者が飼養する雌の家畜に種付け等を行う雄畜は、愛玩用であっても種畜検査を受けることが必要です。

今般、他県の酪農家において、種畜証明書の交付を受けていない愛玩用の雄馬(ポニー)を用いて、他者が飼育する雌馬に交配を行ったという、家畜改良増殖法第4条第1項違反事例が確認されました。他者が飼養する雌の家畜へ種付の用に供する牛、馬及び豚の雄については、愛玩用であっても、あらかじめ種畜検査を受検し、種畜証明書の交付を受ける必要があります。

家畜改良増殖法第4条第1項 抜粋

牛、馬その他政令で定める家畜の雄は、その飼養者において、センター※が毎年定期に行う検査を受け、農林水産大臣から種畜証明書の交付を受けているものでなければ、種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外受精(家畜体外受精卵移植のために行う体外受精をいう。以下同じ。)の用に供する精液(以下「家畜人工授精用精液」という。)の採取の用に供してはならない。以下略

※ 独立行政法人家畜改良センター

種畜検査とは・・・

伝染性疾病の伝播防止と、優良な種畜利用による家畜の改良増殖を効果的に推進することを目的に実施する検査で、以下の種類があります。

家畜改良センターが実施する検査

- ① 定期種畜検査(都道府県別、年1回)
- ② 臨時種畜検査(輸入種雄畜等)

都道府県が実施する検査

- ③ 臨時種畜検査(①を未受検の種雄畜)

(詳細は家畜改良センターHPをご覧ください)

<http://www.nlbc.go.jp/kachikukairyo>

種畜検査に必要なもの・流れ

1. 種畜検査申請書の提出
2. 細密検査の実施
伝染性疾病の感染の有無や精液検査を行います。
3. 現畜検査
種畜検査員等が出向き、検査するとともに、所定の書類を確認します。
4. 種畜証明書の交付
検査に合格すると、有効期間1年の種畜証明書が交付されます。



<種畜検査についてのお問い合わせ>

- ・ 佐久農業農村支援センター 農業農村振興課 TEL: 0267-63-3145
- ・ 上田農業農村支援センター 農業農村振興課 TEL: 0268-25-7127

「第3期長野県食と農業農村振興計画」進行中～次代へつなぐ、笑顔あふれる信州の食と農業・農村～

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標

【長野県は「SDGs未来都市」です】

SDGs(持続可能な開発目標)は、美しく、誰もが安心して暮らし続けられる社会をめざし、世界みんなで取組む目標です。